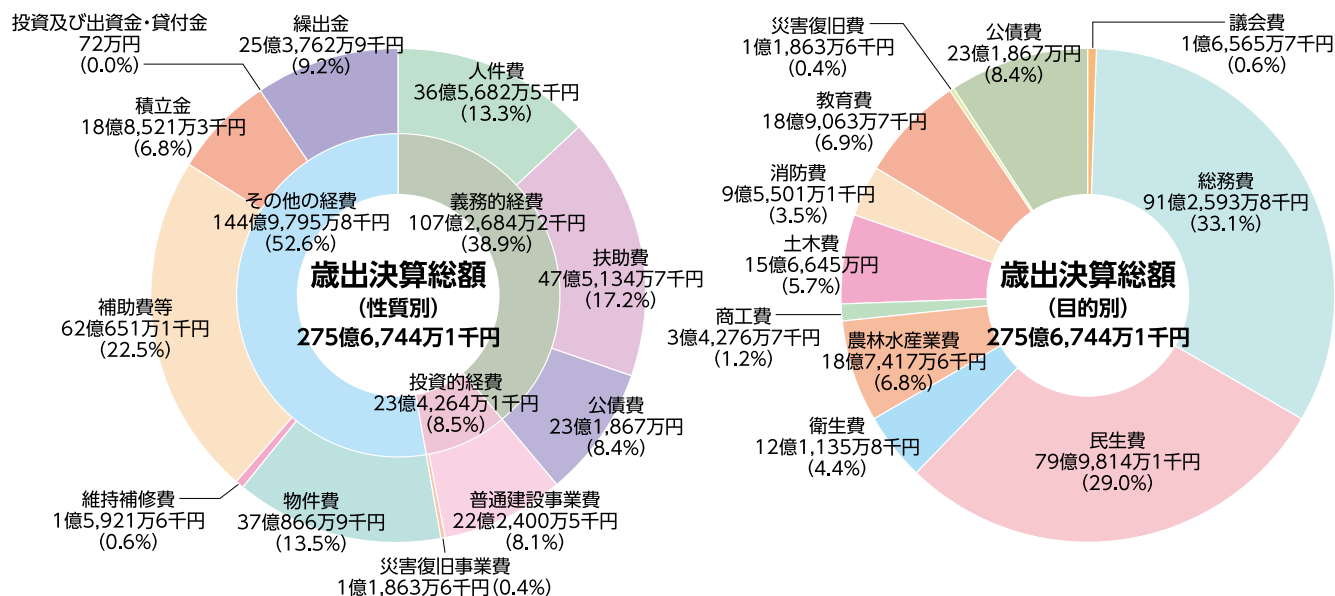


集 特

2



特別会計 決算収支の状況

区 分	歳入決算額	歳出決算額	翌年度への繰越財源	実質収支
国民健康保険事業特別会計	57億9,536万2千円	57億5,623万8千円	0	3,912万4千円
後期高齢者医療特別会計	5億9,480万3千円	5億9,354万7千円	0	125万6千円
介護保険事業特別会計	54億9,266万円	54億2,406万4千円	0	6,859万6千円

令和3年度上半期の財政状況 (令和3年9月末現在)

区 分	予算現額	収入済額	収入率 (%)	支出済額	執行率 (%)
一 般 会 計	264億8,843万9千円	119億3,426万9千円	45.1	93億57万2千円	35.1
国民健康保険事業特別会計	56億7,719万8千円	24億936万2千円	42.4	21億2,296万7千円	37.4
後期高齢者医療特別会計	5億9,920万円	1億9,271万6千円	32.2	1億8,459万7千円	30.8
介護保険事業特別会計	54億5,619万6千円	24億4,870万6千円	44.9	23億587万円	42.3

※一般会計は、令和2年度からの繰越事業を含む。

令和2年度南九州市決算に基づく健全化判断比率および資金不足比率の概要

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、令和2年度南九州市決算における健全化判断比率および資金不足比率を公表します。

公表する「健全化判断比率および資金不足比率」は、地方公共団体の財政が健全であるか、資金不足がどれくらいあるかについて指標化し、基準値に対してどうかを法律に基づき公表するものです。

今回算定された健全化判断比率および資金不足比率は、下表のとおり実質赤字、将来負担および資金不足はなく、実質公債比率についても国が定めた基準数値を全て下回っており、この法律上では健全な状態にあると判断されます。

1. 健全化判断比率

(単位: %)

区 分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	— (—)	— (—)	7.1 (7.3)	— (7.9)
早期健全化基準	12.98	17.98	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

[下段()数値は前年度数値]

※ 実質赤字額および連結実質赤字額がないため、実質赤字比率および連結実質赤字比率は算定されないことから、「—」を記載。

2. 公営企業会計に係る資金不足比率

(単位: %)

区 分	法適用企業		
	水道事業会計	農業集落排水事業会計	公共下水道事業会計
資金不足比率	— (—)	— (—)	— (—)
経営健全化基準	20.00	20.00	20.00

[下段()数値は前年度数値]

※ 資金不足額がないため、資金不足比率は算定されないことから、「—」を記載。